

特定接種の対象となる業種について

A 医療／介護・福祉分野

(A-1. 新型インフルエンザ等医療型、A-2. 重大・緊急医療系、A-3. 介護・福祉系)

業種(案)	区分	業種小分類	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
新型インフルエンザ等医療	A-1	以下の要件を満たす病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション・新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行うこと	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者(医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚労省
重大緊急系医療	A-2	救急救命センター、災害拠点病院、自治体立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立高度専門医療研究センター、国立病院機構、労災病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、済生会病院、厚生連病院、北海道社協病院、大学病院、2次救急医療機関(2次医療救急機関、救急告示医療機関)、分娩を行う医療施設、透析医療機関	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)	厚労省
社会保険・社会福祉・介護事業(85)	A-3	介護保険施設(法)(ただしA-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業(法)、指定地域密着型サービス事業(法)、老人福祉施設(法)、有料老人ホーム(法)、サービス付き高齢者向け住宅(法)、障害福祉サービス事業(通所、短期入所を除く)(法)、障害者支援施設(法)、障害児入所支援(法)、救護施設(法)、児童福祉施設(法)	○サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者(要介護度3以上、障害程度区分4以上又は未就学児以下)がいる入所施設と訪問事業所 ○介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員(介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等)と意思決定者(施設長)	厚労省

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(-)は分類不能のもの)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1. 指定公共機関型、B-2. 指定公共機関同類型、B-3. 社会インフラ型、B-4. その他)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
電気業 (33)	B-1 B-2	電気業(331)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給</p> <p>【業務】 発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力システムの運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応</p>	経産省
ガス業 (34)	B-1 B-2	ガス業(341)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給</p> <p>【業務】 原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務</p>	経産省
石油製品・石炭製品製造業 (17)	B-3	石油精製業 (171)	<p>【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造</p> <p>【業務】 医療・介護、治安・防災、救援、物資配送、行政、通信、国民の生活等に必要輸送用・動力用・非常用発電用、暖房用等の石油製品の製造</p>	経産省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型、B-4: その他

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法))は個別法における名称、(-)は分類不能のもの

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
石油・鉱物卸売業 (533)	B-3	石油卸売業 (5331)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における石油の確保 【業務】 医療・介護、治安・防災、救援、物資配送、行政、通信、国民の生活等に必要輸送用・動力用・非常用発電用、暖房用等の石油製品の供給	経産省
熱供給業 (35)	B-3	熱供給業(351)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における熱供給 【業務】 燃料調達、冷暖房・給湯の供給監視・調整、設備の保守・点検、製造・供給に関する設備・システムの保守・管理	経産省
鉄道業 (42)	B-1 B-2	鉄道業(421)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(政令で定める食料、医薬品、燃料。以下同じ。)の運送 【業務】 運転業務、運転指令業務、乗務員手配業務、信号取り扱い業務、車両検査業務、運用業務、信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道および構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務(電力指令業務、保線指令業務)、駅の営業業務、情報システムの管理業務	国交省
道路旅客運送業 (43)	B-1 B-2	一般乗合旅客自動車運送業(433) 患者等搬送事業(—)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送 【業務】 旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国交省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(—)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
道路貨物運送業 (44)	B-1 B-2	一般貨物自動車運送業 (441)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送 【業務】 トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国交省
水運業 (45)(不可分一体の外部事業者としてタグ事業(一)を含む。)	B-1 B-2	外航海運業 (451) 沿海海運業 (452) 内陸水運業 (453) 船舶貸渡業 (454)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送 【業務】 船舶による緊急物資の運送業務	国交省
航空運輸業 (46)	B-1 B-2	航空運送業 (461)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 【業務】 航空機の運航業務、客室業務、運航管理業務、整備業務、旅客サービス業務、貨物サービス業務	国交省
空港管理者 (一)	B-1 B-2	空港機能施設事業(-)	【社会的役割】 ○新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用 【業務】 航空保安検査、旅客の乗降に関する業務、燃料補給、貨物管理、滑走路等維持管理	国交省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(-)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
通信業 (37)	B-1 B-2	固定電気通信業(371) 移動電気通信業(372)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保</p> <p>【業務】 通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守、社内システムの監視・運用・保守</p>	総務省
放送業 (38)	B-1 B-2	公共放送業(381) 民間放送業(382)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の情報提供、報道を行うための取材、編成・番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保</p>	総務省
映像・音声・ 文字情報制 作業 (41)	B-2	新聞業(413)	<p>【社会的役割】 精査中</p> <p>【業務】 精査中</p>	—
医薬品製造 業 (165)	B-1 B-2	医薬品製造販売業(法) 医薬品製造業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保</p>	厚労省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型

※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法))は個別法における名称、(—)は分類不能のもの

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
医薬品・化粧品等卸売業(552)	B-1 B-2	医薬品卸売販売業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等に発生時における必要な医療用医薬品の販売</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の販売、配送</p>	厚労省
医療機器製造業(一)	B-1 B-2	医療機器製造販売業(法) 医療機器製造業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保</p>	厚労省
医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業(一)	B-1 B-2	医療機器修理業(法) 医療機器販売業(法) 医療機器賃貸業(法)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売</p> <p>【業務】 新型インフルエンザ等医療または重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送</p>	厚労省
銀行業(62)	B-1	中央銀行(621)	<p>【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定</p> <p>【業務】 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p>	財務省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型、B-4: その他
※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)

業種(案)	区分	業種小分類(案)	社会的役割を果たすために必要な業務(登録の要件)(案)	担当省庁
銀行業 (62)	B-1 B-2	銀行(622)中小企業等金融業(631) 農林水産金融業(632) 政府関係金融機関(6491)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給 【業務】 現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁 農水省 経産省 財務省 厚労省
金融証券決済事業者 (一)	B-3	全国銀行資金決済ネットワーク(一) 金融決済システム(一)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持 【業務】 金融機関間の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等(注) (法) (注)金融商品取引法に規定する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社	【業務】 銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関 (法)	【業務】 有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引き受けを行い、取引の決済の保証を行う。	
		振替機関(法)	【業務】 売買された有価証券の権利の受け渡しを電子的に行う	
郵便業 (一)	B-1 B-2	郵便(法)	【社会的役割】 新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保 【業務】 郵便物の引受・配達	総務省

※B-1: 指定公共機関型、B-2: 指定公共機関同類型、B-3: 社会インフラ型、B-4: その他
※コードは日本標準産業分類におけるコード、((法)は個別法における名称、(一)は分類不能のもの)